

「山口県県民活動促進基本計画 第4次改定版（素案）」の概要

第1章 計画改定の背景と趣旨

1 計画策定の経緯

現行の第3次計画の期間満了（2023（令和5）年3月）や県の新たな総合計画の策定、県民活動を巡る情勢の変化等を踏まえ改定

2 計画の位置づけ

県民活動促進条例に基づく県民活動に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本指針

3 計画の期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間

4 県民活動を巡る情勢の変化

- 地域コミュニティの担い手不足と機能低下
- コロナ禍を契機とした人々の意識の変化やデジタル化の進展
- 地方への関心の高まり、人の流れ

5 計画改定の視点

- 参加の促進
- 県民活動団体の基盤強化
- 協働の推進

第2章 県民活動の定義と役割等

1 県民活動の定義

コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動

2 県民活動の役割

社会参加の機会提供、地域社会の活性化、公共的サービスの提供

3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が地域の課題解決に取り組む際、多様な主体（県民、事業者（企業）、高校・大学等、行政、支援拠点、支援機関）と連携・協働することが重要

第3章 県民活動の現状と課題

現 状	課 題
・若年層の参加割合が低い ・ボランティアの応募が不足	・若年層の参加促進 ・参加しやすい環境づくり ・普及啓発・情報発信の強化
・財政基盤が弱い団体が多い ・会員の高齢化、新規会員・スタッフ確保が困難 ・市町民活動支援センターの役割への期待が大きい	・団体の基盤強化 ・多様な人材育成・確保 ・情報発信力の強化 ・県民活動支援センターと市町民活動支援センターの連携強化
・事業者（企業）や団体との協働が進んでいない	・マッチングの推進 ・取組支援と情報共有 ・協働しやすい環境づくり

第4章 施策の展開

■ 基本目標

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る
「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現

1 県民活動への理解と参加の促進

(1) 情報発信と普及啓発

新(2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進

- 県民活動団体の魅力発信と団体間の交流促進
- 若年層のボランティア体験やきっかけづくり

新(3) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携

- 学生のニーズを踏まえた参加しやすい環境づくり

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

(5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供

(6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

(7) 寄附への理解促進

2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

(1) 県民活動支援センターの機能強化

(2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進

(3) 中間支援団体の育成と連携

拡(4) 様々な資金調達手法の普及啓発

- 労働者協働組合の普及啓発

(5) NPO法改正への対応

新(6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化

- 「プロボノワーカーバンク」の創設
- 「プロボノコンシェルジュ」によるマッチング・活動支援

新(7) 県民活動団体のデジタル化の推進

- 団体の運営・活動のデジタル化への取組支援
 - ・県民活動支援センターの Zoom ルームの活用やオンラインに係る技術的助言等を通じた取組促進
 - ・デジタルに精通したプロボノワーカーと県民活動団体のマッチングや若年層によるデジタル化への取組支援
- NPO法関連手続のオンライン化の普及促進

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

(1) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

新(2) 「協働ファシリテーター」による協働の推進

- 「統括協働ファシリテーター」の配置
- 「地域協働ファシリテーター」の養成・配置
- 情報共有・検討会議の開催

(3) 県との協働推進

(4) 市町との協働推進

(5) 事業者（企業）との協働推進

(6) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携（再掲）

〔評価指標〕

1 県民活動団体数

【2,445（R3）→2,590（R8）】

施策1

新2 若年層の参加割合が3割以上を占める県民活動団体の割合

【16.5%（R3）→増加させる（R8）】

施策1

3 地域の支援センターの設置市町数

【11市町（R3）→全19市町（R8）】

施策2

4 認定NPO法人数

【10法人（R3）→15法人（R8）】

施策2

新5 プロボノワーカーバンクの登録者数

【 - →累計：100人（R8）】

施策2

6 「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数

【1,292人（H30～R3）→1,500人（R4～R8）】

施策3

第5章 計画の推進

1 推進体制

関係部局や市町、県民活動支援機関等と緊密な連携による計画の推進

2 進行管理

毎年度、県民活動白書を作成し公表、社会情勢の変化等を踏まえ計画全体の内容を点検し、内容の見直しを実施